2　法第五条第四項第二号の政令で定める要件は、次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれに定めるものとすることとした。（第四条関係）

㈠　都道府県　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けていないこと。

㈡　市町村　次のいずれにも該当すること。

(1)　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けていないこと（特別区にあっては、都が普通交付税の交付を受けていないこと）。

(2)　その区域の全部が産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域の区域内にあること。

3　法第五条第四項第一号イに掲げる事業に関する交付の事務は、内閣総理大臣が行うこととした。（第一〇条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（財務省）

1　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に必要な締約国原産地証明書等に関する所要の規定を整備することとした。（関税法施行令第六一条関係）

2　協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束に当該協定を追加することとした。（関税暫定措置法施行令第一九条の二関係）

3　特恵関税制度について、モンゴルを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

4　協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該制度の対象としている物品を指定することとした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第三関係）

5　この政令は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇五号）（経済産業省）

1　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下「日モンゴル協定」という。）を定めることとした。（第一条関係）

2　日モンゴル協定に係る第一種特定原産地証明書の発給申請者等が提出した発給申請書等を経済産業大臣が保存すべき期間を五年とすることとした。（第四条関係）

3　日モンゴル協定に係る第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品について経済産業大臣が情報提供を行うまでの期間は、モンゴル国に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された日以後最初に当該物品に係る情報の提供を求められた場合は四月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合は二月とすることとした。（第六条第三項関係）

4　この政令は、日モンゴル協定の効力発生の日から施行することとした。

法律

地域再生法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十号

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域再生基盤強化交付金」を「まち・ひと・しごと創生交付金」に、

「第二節　地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）
第三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十六条）
第四節　地域再生計画の作成等（第十七条の二―第十七条の六）
第五節　地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条―第十七条の十二）
第六節　地方活力向上地域等における特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の十三）
第七節　地域再生支援利子補給金等の支給（第十七条の十四）
第八節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の十五―第十七条の十七）
第九節　地方活力向上地域等における特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の十八―第十七条の二十）
第十節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二十一）
第十一節　遊休工場用地に係る課税の特例（第十七条の二十二）
第十二節　自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の二十三）
第十三節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二十四）
第十四節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二十五）
第十五節　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（第十七条の二十六）
第十六節　地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二十七―第十七条の三十二）
第十七節　遊休工場用地に係る課税の特例（第十七条の三十三）
第十八節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三十四）
第十九節　構造改革特別区域農林水産物等輸出促進事業に係る課税の特例（第十七条の三十五）
第二十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三十六）
第二十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三十七）
第二十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の三十八―第十七条の四十）
第二十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四十一）
第二十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四十二）
第二十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四十三）
第二十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の四十四―第十七条の四十七）
第二十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四十八）
第二十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四十九）
第二十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五十）
第三十節　地域再生計画の作成等（第十七条の五十一―第十七条の五十四）
第三十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五十五）
第三十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五十六）
第三十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五十七）
第三十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の五十八―第十七条の六十一）
第三十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六十二）
第三十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六十三）
第三十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六十四）
第三十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の六十五―第十七条の六十八）
第三十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六十九）
第四十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の七十）
第四十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の七十一）
第四十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の七十二―第十七条の七十五）
第四十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の七十六）
第四十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の七十七）
第四十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の七十八）
第四十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の七十九―第十七条の八十二）
第四十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の八十三）
第四十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の八十四）
第四十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の八十五）
第五十節　地域再生計画の作成等（第十七条の八十六―第十七条の八十九）
第五十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の九十）
第五十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の九十一）
第五十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の九十二）
第五十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の九十三―第十七条の九十六）
第五十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の九十七）
第五十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の九十八）
第五十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の九十九）
第五十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の百―第十七条の百三）
第五十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百四）
第六十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百五）
第六十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百六）
第六十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の百七―第十七条の百十）
第六十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百十一）
第六十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百十二）
第六十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百十三）
第六十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の百十四―第十七条の百十七）
第六十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百十八）
第六十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百十九）
第六十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百二十）
第七十節　地域再生計画の作成等（第十七条の百二十一―第十七条の百二十四）
第七十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百二十五）
第七十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百二十六）
第七十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百二十七）
第七十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の百二十八―第十七条の百三十一）
第七十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百三十二）
第七十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百三十三）
第七十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百三十四）
第七十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の百三十五―第十七条の百三十八）
第七十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百三十九）
第八十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百四十）
第八十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百四十一）
第八十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の百四十二―第十七条の百四十五）
第八十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百四十六）
第八十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百四十七）
第八十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百四十八）
第八十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の百四十九―第十七条の百五十二）
第八十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百五十三）
第八十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百五十四）
第八十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百五十五）
第九十節　地域再生計画の作成等（第十七条の百五十六―第十七条の百五十九）
第九十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百六十）
第九十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百六十一）
第九十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百六十二）
第九十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の百六十三―第十七条の百六十六）
第九十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百六十七）
第九十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百六十八）
第九十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百六十九）
第九十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の百七十―第十七条の百七十三）
第九十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百七十四）
第百節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百七十五）
第百一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百七十六）
第百二節　地域再生計画の作成等（第十七条の百七十七―第十七条の百八十）
第百三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百八十一）
第百四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百八十二）
第百五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百八十三）
第百六節　地域再生計画の作成等（第十七条の百八十四―第十七条の百八十七）
第百七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百八十八）
第百八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百八十九）
第百九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百九十）
第百十節　地域再生計画の作成等（第十七条の百九十一―第十七条の百九十四）
第百十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の百九十五）
第百十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の百九十六）
第百十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の百九十七）
第百十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の百九十八―第十七条の二百一）
第百十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百二）
第百十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百三）
第百十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百四）
第百十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百五―第十七条の二百八）
第百十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百九）
第百二十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百十）
第百二十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百十一）
第百二十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百十二―第十七条の二百十五）
第百二十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百十六）
第百二十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百十七）
第百二十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百十八）
第百二十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百十九―第十七条の二百二十二）
第百二十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百二十三）
第百二十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百二十四）
第百二十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百二十五）
第百三十節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百二十六―第十七条の二百二十九）
第百三十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百三十）
第百三十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百三十一）
第百三十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百三十二）
第百三十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百三十三―第十七条の二百三十六）
第百三十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百三十七）
第百三十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百三十八）
第百三十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百三十九）
第百三十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百四十―第十七条の二百四十三）
第百三十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百四十四）
第百四十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百四十五）
第百四十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百四十六）
第百四十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百四十七―第十七条の二百五十）
第百四十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百五十一）
第百四十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百五十二）
第百四十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百五十三）
第百四十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百五十四―第十七条の二百五十七）
第百四十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百五十八）
第百四十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百五十九）
第百四十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百六十）
第百五十節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百六十一―第十七条の二百六十四）
第百五十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百六十五）
第百五十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百六十六）
第百五十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百六十七）
第百五十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百六十八―第十七条の二百七十一）
第百五十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百七十二）
第百五十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百七十三）
第百五十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百七十四）
第百五十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百七十五―第十七条の二百七十八）
第百五十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百七十九）
第百六十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百八十）
第百六十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百八十一）
第百六十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百八十二―第十七条の二百八十五）
第百六十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百八十六）
第百六十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百八十七）
第百六十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百八十八）
第百六十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百八十九―第十七条の二百九十二）
第百六十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の二百九十三）
第百六十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の二百九十四）
第百六十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の二百九十五）
第百七十節　地域再生計画の作成等（第十七条の二百九十六―第十七条の二百九十九）
第百七十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百）
第百七十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百一）
第百七十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百二）
第百七十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百三―第十七条の三百六）
第百七十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百七）
第百七十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百八）
第百七十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百九）
第百七十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百十―第十七条の三百十三）
第百七十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百十四）
第百八十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百十五）
第百八十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百十六）
第百八十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百十七―第十七条の三百二十）
第百八十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百二十一）
第百八十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百二十二）
第百八十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百二十三）
第百八十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百二十四―第十七条の三百二十七）
第百八十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百二十八）
第百八十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百二十九）
第百八十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百三十）
第百九十節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百三十一―第十七条の三百三十四）
第百九十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百三十五）
第百九十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百三十六）
第百九十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百三十七）
第百九十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百三十八―第十七条の三百四十一）
第百九十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百四十二）
第百九十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百四十三）
第百九十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百四十四）
第百九十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百四十五―第十七条の三百四十八）
第百九十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百四十九）
第二百節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百五十）
第二百一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百五十一）
第二百二節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百五十二―第十七条の三百五十五）
第二百三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百五十六）
第二百四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百五十七）
第二百五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百五十八）
第二百六節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百五十九―第十七条の三百六十二）
第二百七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百六十三）
第二百八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百六十四）
第二百九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百六十五）
第二百十節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百六十六―第十七条の三百六十九）
第二百十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百七十）
第二百十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百七十一）
第二百十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百七十二）
第二百十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百七十三―第十七条の三百七十六）
第二百十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百七十七）
第二百十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百七十八）
第二百十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百七十九）
第二百十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百八十―第十七条の三百八十三）
第二百十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百八十四）
第二百二十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百八十五）
第二百二十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百八十六）
第二百二十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百八十七―第十七条の三百九十）
第二百二十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百九十一）
第二百二十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百九十二）
第二百二十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の三百九十三）
第二百二十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の三百九十四―第十七条の三百九十七）
第二百二十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の三百九十八）
第二百二十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の三百九十九）
第二百二十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百）
第二百三十節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百一―第十七条の四百四）
第二百三十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百五）
第二百三十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百六）
第二百三十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百七）
第二百三十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百八―第十七条の四百十一）
第二百三十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百十二）
第二百三十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百十三）
第二百三十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百十四）
第二百三十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百十五―第十七条の四百十八）
第二百三十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百十九）
第二百四十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百二十）
第二百四十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百二十一）
第二百四十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百二十二―第十七条の四百二十五）
第二百四十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百二十六）
第二百四十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百二十七）
第二百四十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百二十八）
第二百四十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百二十九―第十七条の四百三十二）
第二百四十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百三十三）
第二百四十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百三十四）
第二百四十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百三十五）
第二百五十節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百三十六―第十七条の四百三十九）
第二百五十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百四十）
第二百五十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百四十一）
第二百五十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百四十二）
第二百五十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百四十三―第十七条の四百四十六）
第二百五十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百四十七）
第二百五十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百四十八）
第二百五十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百四十九）
第二百五十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百五十―第十七条の四百五十三）
第二百五十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百五十四）
第二百六十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百五十五）
第二百六十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百五十六）
第二百六十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百五十七―第十七条の四百六十）
第二百六十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百六十一）
第二百六十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百六十二）
第二百六十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百六十三）
第二百六十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百六十四―第十七条の四百六十七）
第二百六十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百六十八）
第二百六十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百六十九）
第二百六十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百七十）
第二百七十節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百七十一―第十七条の四百七十四）
第二百七十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百七十五）
第二百七十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百七十六）
第二百七十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百七十七）
第二百七十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百七十八―第十七条の四百八十一）
第二百七十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百八十二）
第二百七十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百八十三）
第二百七十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百八十四）
第二百七十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百八十五―第十七条の四百八十八）
第二百七十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百八十九）
第二百八十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百九十）
第二百八十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百九十一）
第二百八十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百九十二―第十七条の四百九十五）
第二百八十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の四百九十六）
第二百八十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の四百九十七）
第二百八十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の四百九十八）
第二百八十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の四百九十九―第十七条の五百二）
第二百八十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百三）
第二百八十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百四）
第二百八十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百五）
第二百九十節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百六―第十七条の五百九）
第二百九十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百十）
第二百九十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百十一）
第二百九十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百十二）
第二百九十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百十三―第十七条の五百十六）
第二百九十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百十七）
第二百九十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百十八）
第二百九十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百十九）
第二百九十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百二十―第十七条の五百二十三）
第二百九十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百二十四）
第三百節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百二十五）
第三百一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百二十六）
第三百二節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百二十七―第十七条の五百三十）
第三百三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百三十一）
第三百四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百三十二）
第三百五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百三十三）
第三百六節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百三十四―第十七条の五百三十七）
第三百七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百三十八）
第三百八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百三十九）
第三百九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百四十）
第三百十節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百四十一―第十七条の五百四十四）
第三百十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百四十五）
第三百十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百四十六）
第三百十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百四十七）
第三百十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百四十八―第十七条の五百五十一）
第三百十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百五十二）
第三百十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百五十三）
第三百十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百五十四）
第三百十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百五十五―第十七条の五百五十八）
第三百十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百五十九）
第三百二十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百六十）
第三百二十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百六十一）
第三百二十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百六十二―第十七条の五百六十五）
第三百二十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百六十六）
第三百二十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百六十七）
第三百二十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百六十八）
第三百二十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百六十九―第十七条の五百七十二）
第三百二十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百七十三）
第三百二十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百七十四）
第三百二十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百七十五）
第三百三十節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百七十六―第十七条の五百七十九）
第三百三十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百八十）
第三百三十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百八十一）
第三百三十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百八十二）
第三百三十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百八十三―第十七条の五百八十六）
第三百三十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百八十七）
第三百三十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百八十八）
第三百三十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百八十九）
第三百三十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百九十―第十七条の五百九十三）
第三百三十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の五百九十四）
第三百四十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の五百九十五）
第三百四十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の五百九十六）
第三百四十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の五百九十七―第十七条の六百）
第三百四十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百一）
第三百四十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百二）
第三百四十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百三）
第三百四十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百四―第十七条の六百七）
第三百四十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百八）
第三百四十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百九）
第三百四十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百十）
第三百五十節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百十一―第十七条の六百十四）
第三百五十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百十五）
第三百五十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百十六）
第三百五十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百十七）
第三百五十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百十八―第十七条の六百二十一）
第三百五十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百二十二）
第三百五十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百二十三）
第三百五十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百二十四）
第三百五十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百二十五―第十七条の六百二十八）
第三百五十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百二十九）
第三百六十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百三十）
第三百六十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百三十一）
第三百六十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百三十二―第十七条の六百三十五）
第三百六十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百三十六）
第三百六十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百三十七）
第三百六十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百三十八）
第三百六十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百三十九―第十七条の六百四十二）
第三百六十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百四十三）
第三百六十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百四十四）
第三百六十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百四十五）
第三百七十節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百四十六―第十七条の六百四十九）
第三百七十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百五十）
第三百七十二節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百五十一）
第三百七十三節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百五十二）
第三百七十四節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百五十三―第十七条の六百五十六）
第三百七十五節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百五十七）
第三百七十六節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百五十八）
第三百七十七節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百五十九）
第三百七十八節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百六十―第十七条の六百六十三）
第三百七十九節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百六十四）
第三百八十節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百六十五）
第三百八十一節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百六十六）
第三百八十二節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百六十七―第十七条の六百七十）
第三百八十三節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百七十一）
第三百八十四節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百七十二）
第三百八十五節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百七十三）
第三百八十六節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百七十四―第十七条の六百七十七）
第三百八十七節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百七十八）
第三百八十八節　地域再生支援利子補給金等の支給に係る課税の特例（第十七条の六百七十九）
第三百八十九節　地域再生事業に係る課税の特例（第十七条の六百八十）
第三百九十節　地域再生計画の作成等（第十七条の六百八十一―第十七条の六百八十四）
第三百九十一節　地域再生計画の認定等の手続の特例（第十七条の六百八十五）
第三百九十二節　地域再生支援利子補給金等